
| | |
|--------|--|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表の開示 (IFRS 第 7 号第 35H 項等) |

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）のうち、個別に検討すべきとされた金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35H 項等。以下「金融商品のクラス別の調整表」という。）の取扱いに関する ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

3. 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等（詳細は、審議事項(1)-1 参照。）について審議し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 本資料では、個別に検討が必要な開示項目のうち、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 基準における定め

5. IFRS 第7号では、金融商品のクラス別の調整表に関連する開示要求として、次の定めが置かれている。また、IFRS 第7号 IG20B 項に開示例が示されている（別紙1参照）。

(IFRS 第7号第35H項)

損失評価引当金の変動及び当該変動の理由を説明するため、企業は、金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、表形式で、以下についての当期中の変動を区分して、提供しなければならない。

- (a) 12か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金¹
- (b) 以下について、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品¹
 - (ii) 報告日時点で信用減損している（しかし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）金融資産¹
 - (iii) IFRS 第9号の5.5.15項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権

¹ IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）では、金融商品の予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチとして、信用リスクの著しい増大及び信用減損の有無に応じて、金融資産（購入又は組成した信用減損金融資産を除く）を次の3つのステージに区分して取り扱うことが求められている。以降では、これらの区分を総称してステージ区分と記載している。

- (1) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大しておらず、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金を認識する金融資産：ステージ1
- (2) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが信用減損しておらず、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金を認識する金融資産：ステージ2
- (3) 信用減損しており、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金を認識する金融資産：ステージ3

(c) 購入又は組成した信用減損金融資産。調整表に加えて、企業は、当報告期間中に当初認識した金融資産に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を開示しなければならない。

(IFRS 第7号第35I項)

第35H項に従って開示した損失評価引当金の変動を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は、当期中の金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明を提供しなければならない。当該情報は、第35H項(a)から(c)に列挙した損失評価引当金を表す金融商品について区分して提供しなければならない。関連する定量的情報及び定性的情報を含めなければならない。損失評価引当金の変動に寄与した金融商品の総額での帳簿価額の変動には、次のものが含まれる場合がある。

- (a) 当報告期間中に組成又は購入した金融商品による変動
- (b) 金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更のうちIFRS第9号に従って当該金融資産の認識の中止を生じないもの
- (c) 当報告期間中に認識の中止が行われた金融商品（直接償却されたものを含む）による変動
- (d) 損失評価引当金が12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のどちらに等しい金額で測定されるのかによって生じた変動

(IFRS 第7号B8D項)

第35H項に従って、企業は当期中の損失評価引当金の変動の理由を説明することが要求される。損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表に加えて、変更の記述的説明を提供することが必要な場合がある。この記述的説明には、以下を含む当期中の損失評価引当金の変動の理由の分析が含まれる場合がある。

- (a) ポートフォリオの構成
- (b) 購入又は組成した金融商品の量
- (c) 予想信用損失の損害規模

6. 国際会計基準審議会（IASB）は、これらの開示を要求する理由として、財務諸表利用者から、金融資産の総額での帳簿価額の変動と損失評価引当金への影響は、企業の金融商品の信用度と信用リスク管理実務を理解する上での不可欠な要素である

との見解が一貫して強く主張されたためであると説明している。また、当該開示を行うためにはシステム変更を要し、当該情報の提供のコストは高いであろうが、こうした調整表は、12か月と全期間との損失評価引当金の間の増減や、予想信用損失の変動の原因、量と信用度の変動の影響についての主要な情報を提供するものとしている（IFRS 第7号 BC48R 項）。

7. また、購入又は組成した信用減損金融資産に関する追加の開示（IFRS 第7号第35H項(c)）を要求する理由として、IASBは、購入又は組成した信用減損金融資産の当初認識時の価格付けに黙示的に含まれている割引前の予想信用損失を開示することにより、財務諸表利用者は信用損失の予想に有利な変化があった場合に企業が回収できる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの検討が可能になると説明している（IFRS 第7号 BC48W 項）。
8. さらに、ローン・コミットメント及び金融保証契約に対する予想信用損失は、損失評価引当金ではなく（負債性）引当金として認識されるため、金融資産に係る損失評価引当金はローン・コミットメント及び金融保証契約に係るものと区別して開示すべきとされている（IFRS 第7号 B8E 項）。しかし、ある金融商品が貸付金（すなわち、金融資産）と未行使コミットメント（すなわち、ローン・コミットメント）の両方の部分を含んでおり、企業がローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を金融資産部分に係るものと区別して識別することができない場合には、ローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を金融資産に係る損失評価引当金と一括して認識すべきとされている（同項）。

また、これらの予想信用損失の合計額が金融資産の総額での帳簿価額を超える範囲では、予想信用損失を引当金として認識されると示されている（同項）。

IV. 金融商品のクラス別の調整表の開示

ASBJ 事務局による分析

9. 現行の日本基準では連結財務諸表について貸倒引当金の期首残高から期末残高への異動に関する開示の定めは設けられておらず²、銀行法施行規則等でも IFRS 第7号の開示要求事項と同水準の開示は要求されていない。
10. 仮に金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第7号の定めを取り入れるとした

² 単体財務諸表については、財務諸表等規則第121条等により引当金明細表の作成が要求されている。

場合、企業は、損失評価引当金のステージ区別の残高に関する情報を開示するのに加えて、引当対象である金融商品の総額での帳簿価額及び対応する損失評価引当金について、それらの残高変動額を要因別に把握する必要がある。

11. この点、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の要求事項を満たすためには、相応のコスト（例えば、事務負荷）が生じる一方、それに見合った便益を生じさせない可能性がある。
12. このため、以降では金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関して、当該定めを取り入れることによるコスト及び便益の観点から分析を行う。

(IFRS 第 7 号の定めを取り入れることによるコストの観点からの分析)

13. IFRS 第 7 号 IG20B 項では、金融商品のクラス別の調整表に関する開示例が示されている。当該開示例では、損失評価引当金に加え、損失評価引当金の変動要因となった金融資産の総額での帳簿価額の著しい変動に関する情報が損失評価引当金と同様に表形式で示されている。
14. IFRS 第 7 号は金融商品のクラス別の調整表において開示すべき期中変動の内訳項目を具体的に定めておらず、IFRS 第 7 号 IG20B 項は例示でしかない。従って、この内訳項目に従って開示する必要は必ずしもないが、調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることによるコストを分析する観点から、具体的な変動要因に関して分析することが有用であると考えられる。このため、以降では仮に IFRS 第 7 号 IG20B 項の金融商品のクラス別の調整表の開示例（以下「IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例」という。）を基に開示を行った場合におけるコストについて分析を行う。
15. IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例は、次のとおりである。

| 住宅ローンー損失評価引当金 | 12 か月 の予想 信用損 失 | 全期間の予 想信用損失 (集合的に 評価) | 全期間の予 想信用損失 (個別に評 価) | 信用減損金 融資産（全 期間の予想 信用損失) |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| CU ' 000 | | | | |
| 1 月 1 日現在の損失評価引当 金 | X | X | X | X |
| 1 月 1 日現在で認識されてい る金融商品による変動： | | | | |
| ー全期間の予想信用損失へ の振替 | (X) | X | X | ー |

| | | | | | |
|-----|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| (1) | －信用減損金融資産への振替 | (X) | － | (X) | X |
| | －12か月の予想信用損失への振替 | X | (X) | (X) | － |
| (2) | －当期中に認識の中止が行われた金融資産 | (X) | (X) | (X) | (X) |
| (3) | 組成又は購入した新規の金融資産 | X | － | － | － |
| (4) | 直接償却 | － | － | (X) | (X) |
| (5) | モデル／リスク変数の変更 | X | X | X | X |
| (6) | 外国為替及びその他の変動 | X | X | X | X |
| | 12月31日現在の損失評価引当金 | X | X | X | X |

当該開示例で示された変動要因の内訳項目を整理すると、次の6項目に分類できると考えられる。以降では、次の項目ごとに分析を行う。

- (1) ステージ区分間の振替
- (2) 期中に認識の中止が行われた金融資産
- (3) 組成又は購入した新規の金融資産
- (4) 直接償却
- (5) モデル／リスク変数の変更
- (6) 外国為替及びその他の変動

ステージ区分間の振替

16. ステージ区分間の振替額を開示するには、期中にステージ区分を変更した金融資産を特定した上で、当該金融資産の総額での帳簿価額及び当該金融資産に対するステージ区分の変更前及び変更後の損失評価引当金の額を集計する必要がある。
17. この点、ステージ1とステージ2間で振替が生じた金融資産については、通常、信用リスクの著しい増大の判定を行う過程で個別に把握できると考えられる。また、銀行等金融機関では、一般的に銀行法に基づくリスク管理債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）に関する開示が要求されていることを踏まえると、信用減損が生じている（ステージ3に区分される）金

融資産についても個別に把握できると考えられる。

18. しかし、銀行等金融機関では一般的に多数の金融資産を保有しており、その取引件数も非常に多いことから、銀行等金融機関ではシステム負荷等の観点から一時点における残高情報のみを保持している場合が多いと考えられる。このため、期中にステージ区分を変更した金融資産の総額での帳簿価額を集計するためには、契約単位で複数の情報を組み合わせる等の作業が必要となり、一定のコスト（実務負荷やシステム改修コスト等）が生じると考えられる。
19. また、ステージ区分間の振替額を開示するには、ステージ区分の変更前及び変更後の損失評価引当金の額を集計する必要がある。これらの額を集計するためには、損失評価引当金の算定に用いた情報を含む複数の情報を組み合わせる等の作業が必要となり、一定のコストが生じると考えられる。

期中に認識の中止が行われた金融資産

20. 期中に認識の中止が行われた金融資産に関して、これらの金融資産の総額での帳簿価額及び対応する損失評価引当金の額を開示するには、当該金融資産の返済等による帳簿価額等の減少を契約単位又は取引単位で把握する必要があると考えられる。
21. この点、銀行等金融機関においては、通常の事業活動における経常的な新規の貸出実行及び返済等の取引件数は非常に多く、多くの銀行等金融機関ではシステム負荷等の観点から一時点における残高情報のみを保持している場合が多いと考えられる。また、認識の中止が行われた金融資産の総額での帳簿価額を把握するためには、同一期間内に金融資産の認識と認識の中止がなされたものを含めて取引単位で金融資産の変動を把握する必要があるとも考えられることから、開示を行うためのコストは相当程度高いと考えられる。
22. また、認識の中止が行われた金融資産に対する損失評価引当金の変動額を開示するためには、当該金融資産の残高変動に加えて、損失評価引当金の算定に用いた情報を含む複数の情報を組み合わせる等の作業が必要となり、一定のコストが生じると考えられる。

組成又は購入した新規の金融資産

23. 購入した新規の金融資産に関して、これらの金融資産の総額での帳簿価額及び対応する損失評価引当金の額を開示するには、新規の貸出実行を契約単位で把握する必要があると考えられる。
24. この点、組成又は購入した新規の金融資産については取引開始日などの情報を基に

集計できる場合もあると考えられる一方、銀行等金融機関では、通常の事業活動における経常的な新規の貸出実行及び返済等の取引件数は非常に多く、多くの銀行等金融機関ではシステム負荷等の観点から一時点における残高情報のみを保持している場合が多いと考えられる。このため、組成又は購入した新規の金融資産の総額での帳簿価額を把握するためには、同一期間内に金融資産の認識と認識の中止がなされたものを含めて取引単位で金融資産の変動を把握する必要があるとも考えられることから、開示を行うためのコストは相当程度高いと考えられる。

25. また、組成又は購入した新規の金融資産に対する損失評価引当金の変動額を開示するためには、当該金融資産の残高変動に加えて、損失評価引当金の算定に用いた情報を含む複数の情報を組み合わせる等の作業が必要となり、一定のコストが生じると考えられる。

直接償却

26. 直接償却は、頻繁に生じる取引ではなく、また、対象となる金融資産及び損失評価引当金は通常、個別に把握されていると考えられる。このため、直接償却による損失評価引当金及び対応する金融資産の総額での帳簿価額の変動額を把握することによるコストは高いとまではいえないと考えられる。

モデル／リスク変数の変更

27. モデル／リスク変数の変更には、損失評価引当金の対象となる金融資産の残高変動を伴わない損失評価引当金の変動による影響を開示することが考えられ、例えばステージ区分の変動を伴わない内部信用格付の変動による影響が含まれると考えられる。
28. モデル／リスク変数の変更による影響額を開示するためには、期中にステージ区分の変更が生じていない金融資産に対して、損失評価引当金の算定に用いた複数の情報を組み合わせることにより、損失評価引当金の変動額を集計することが考えられる。
29. ここで、本資料第 18 項のとおり、銀行等金融機関では一般的に多数の金融資産を保有しており、その取引件数も非常に多いことから、銀行等金融機関ではシステム負荷等の観点から一時点における残高情報のみを保持している場合が多いと考えられる。このため、モデル／リスク変数の変更による損失評価引当金の変動額を集計するためには、複数の情報を組み合わせる等の作業が必要となり、一定のコストが生じると考えられる。

外国為替及びその他の変動

30. 外国為替の変動による変動額については、仮に為替変動以外の要因による変動が生じていない場合、損失評価引当金の対象となる金融資産及び対応する損失評価引当金に係る期首残高及び期末残高を把握した上で、期首から期末の為替レートの差を用いて算出することができると考えられるため、当該項目を開示するためのコストは必ずしも高くはないと考えられる。
31. その他の要因としては、連結範囲の変更や企業結合等の非経常的な取引による金融資産及び損失評価引当金の変動が考えられる。この点、例えば企業結合により当該項目を開示とした場合、企業結合日時点での損失評価引当金の対象となる金融資産の総額での帳簿価額及び損失評価引当金の額が開示され、企業結合日後の変動については他の項目（例えば、ステージ区分間の振替）で開示されることになると考えられる。企業結合日時点での損失評価引当金の対象となる金融資産の総額での残高及び損失評価引当金の額については、企業結合によるのれん評価や開示のために詳細な情報が把握されていると考えられるため、当該項目を開示するためのコストは必ずしも高くはないと考えられる。

小括

32. 上述の分析によると、IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例を参考にする限り、仮に IFRS 第 7 号の定めを取り入れるとした場合には、銀行等金融機関において一定のコスト負担が生じると考えられる。特に、我が国の実務慣行等に照らすと、「期中に認識の中止が行われた金融資産」及び「組成又は購入した新規の金融資産」による総額での帳簿価額及び対応する損失評価引当金の変動額を開示するためのコストは相当程度高いと考えられる。
33. この点、IFRS 第 7 号は金融商品のクラス別の調整表において開示すべき期中変動の内訳項目を具体的に定めていないことから、開示目的に照らして IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例で示された複数の内訳項目を一括りにすることが考えられる。この場合には、コストに関して一定程度軽減されることが考えられる。
34. このため、仮に金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れる場合には、企業が開示目的に照らして調整表における内訳項目を判断することを強調することが考えられる。また、IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例を設例として取り入れることとする場合、一部の内訳項目をまとめた上で取り入れることが考えられる。

(IFRS 第7号の定めを取り入れることによる便益の観点からの分析)**財務諸表利用者にとっての便益**

35. 本資料第6項のとおり、金融商品のクラス別の調整表に関して、財務諸表利用者からは金融資産の総額での帳簿価額の変動と損失評価引当金への影響は、企業の金融商品の信用度と信用リスク管理実務を理解する上での不可欠な要素であるとの見解が一貫して強く主張されたとされている。これを踏まえ、IASBは、情報提供に係るコストは高いことを認識しつつ、金融商品のクラス別の調整表に関する開示が12か月と全期間の損失評価引当金の間の増減や、予想信用損失の変動の原因、量と信用度の変動の影響に関しての主要な情報を提供するものであるとして当該開示を求めたとされている（IFRS 第7号 BC48R 項）。
36. この点、金融商品のクラス別の調整表に関する開示に関して、我が国の財務諸表利用者が IFRS 第7号 BC48R 項で示された財務諸表利用者と同一の見解や情報ニーズを確認する必要があると考えられる。このため、財務諸表利用者である企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会等の専門委員に対して、委員会・専門委員会における審議又はアウトリーチにより、改めてご意見を伺うことが考えられる。

国際的な比較可能性

37. ステップ2では、国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を定めることを目的としている。ここで、会計処理を国際的な会計基準と遜色がないものとしているにもかかわらず、注記を異なるものとした場合には、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことができず、また、注記が異なることにより会計処理が異なるとの印象や準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の利用者に与える可能性があり、国際的な会計基準と遜色がないと認められない可能性があると考えられる。
38. 換言すれば、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第7号の定めを取り入れることは、国際的な比較可能性を確保することを重視したステップ2の目的を達成するとともに、日本基準が国際的な会計基準と同等であるとの信認を確保することにつながると考えられる。

ASBJ 事務局の提案**(金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第7号の定めを取り入れるかどうか)**

39. 本資料第32項のとおり、仮に金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第7号の

定めを取り入れるとした場合には、銀行等金融機関において相応のコストが生じる可能性がある。

40. 一方、IFRS 第7号の定めを取り入れない場合には、会計処理を国際的な会計基準と遜色がないものとしているにもかかわらず、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことができず、また、注記が異なることにより会計処理が異なるとの印象や準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の利用者に与える可能性があり、国際的な会計基準と遜色がないと認められない可能性があると考えられる。このため、金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS 第7号の定めを取り入れることには、国際的な比較可能性の観点から大きな便益があると考えられる。
41. また、IASBは、財務諸表利用者から金融商品のクラス別の調整表に関する開示に関する強い情報ニーズがあったとしているが、我が国の財務諸表利用者がIFRS 第7号 BC48R 項で示された財務諸表利用者と同じの見解や情報ニーズを有しているか確認する必要があると考えられる。
42. 以上のことから、金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS 第7号の定めを取り入れるかどうかに関して、コストと便益をより精緻に比較するために、財務諸表利用者である企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会等の専門委員に対して、委員会・専門委員会における審議又はアウトリーチによりご意見を伺った上で、改めてご審議いただくことが考えられるかどうか。

(金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS 第7号の定めを取り入れることとした場合の対応)

43. IFRS 第7号 IG20B 項の開示例における内訳項目とおりに開示する場合には銀行等金融機関において一定のコスト負担が生じると考えられることから、仮に金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS 第7号の定めを取り入れる場合には、企業が開示目的に照らして調整表における内訳項目を判断することを強調することとしてはどうか。また、IFRS 第7号 IG20B 項の開示例を設例として取り入れることとする場合、一部の内訳項目をまとめた上で取り入れることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第9項から第43項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

V. 実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響

44. 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）では、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一しなければならないとしつつ、当面の取扱いとして、在外子会社の財務諸表が IFRS 会計基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、それらを連結決算上利用することができるとしている。ここで、在外子会社が米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している場合、貸付金等の減損については米国会計基準における CECL モデル（以下「CECL モデル」という。）を採用していることになる。
45. 前項に記載した実務対応報告第 18 号に基づく状況は、本プロジェクトに限らず他の会計基準等を適用する際にも生じ得るものであるが、ステップ 2 の開発の基礎としている IFRS 第 9 号の予想信用損失モデル（以下「ECL モデル」という。）と CECL モデルでは、12 か月と全期間の予想信用損失を切り分けるか又は常に全期間の予想信用損失を認識するかの点で大きな相違を有している。
46. ここで、IFRS 第 7 号の損失評価引当金に係る金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表では、12 か月と全期間の損失評価引当金を区分して開示することが要求されている。仮に金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れた場合、CECL モデルに基づく情報をどのように開示するかによって財務諸表利用者の意思決定に影響を与える可能性があると考えられる。このため、以降では CECL モデルに基づく情報の開示方法に関して分析を行う。

ASBJ 事務局による分析

（米国会計基準の CECL モデルに基づく情報の開示方法に関する分析）

47. CECL モデルでは常に全期間の予想信用損失を認識することが要求されている。この点を考慮し、金融商品のクラス別の調整表では、CECL モデルに基づく情報をステージ 2 の項目に含めて開示することが考えられる³。この場合、CECL モデルに基づく情報がステージ 2 の項目に含まれていることを脚注等で補足することが考えられる。
48. 米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社の事業規模に重要性

³ IFRS 基準におけるステージ 3 に相当する金融資産を把握したうえで、当該金融資産に係る損失評価引当金をステージ 3 に区分して開示することができる可能性もあると考えられる。

が乏しい場合には、前項の方法を採用しても財務諸表利用者をミスリードする可能性は高くないと考えられる。一方、前項の方法を用いた場合、ECLモデルの下ではステージ1に分類されるような信用リスクの高くない金融資産についてもステージ2に含めて開示することとなるため、特に米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社の事業規模が大きくCECLモデルに基づく情報に重要性があるような場合は、相対的にステージ1に分類されるような信用リスクの高くない金融資産が少ない金融機関であるような外観となり、財務諸表利用者をミスリードすることとなる可能性があると考えられる。

49. このため、別の開示方法として、米国会計基準のCECLモデルに基づく情報について、金融商品のクラス別の調整表において個別の列や行を設けて開示する方法の他、IFRS第7号に基づく金融商品のクラス別の調整表には含めずにCECLモデルに基づく情報を開示することが考えられる。この場合、調整表の枠外で別紙2に記載した米国会計基準における開示に関する定めを参考として、米国会計基準のCECLモデルに基づく情報を別個の表として開示する方法や脚注により開示する方法などがあると考えられる。
50. 前項のような開示方法については、開示目的に照らして当該情報の重要性等を踏まえて企業が個別に判断すべきとも考えられるため、金融商品のクラス別の調整表におけるCECLモデルに基づく情報の取扱いについては具体的に定めないことが考えられる。この場合、規範性のない教育文書において、米国会計基準のCECLモデルに基づく情報について金融商品のクラス別の調整表に含めて開示する方法の他、別表として開示する方法や脚注により開示する方法などがあることを示すことが考えられる。ただし、いずれの方法においても注記における合計値と貸借対照表計上額との関係を明示することが必要と考えられる。

ASBJ事務局の提案

51. 以上のことから、金融商品のクラス別の調整表におけるCECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めないことが考えられるがどうか。
52. この場合、規範性のない教育文書において、米国会計基準のCECLモデルに基づく情報について金融商品のクラス別の調整表に含めて開示する方法の他、別表として開示する方法や脚注により開示する方法などがあることを示すことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント2

本資料第 47 項から第 52 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 1

IFRS 第 7 号の適用ガイダンス

信用リスク（第35A項から第36項、B8A項からB10項）

IG20A 以下の例は、企業がIFRS第7号の第35A項から第35N項で要求されている開示を提供する可能性のある方法を例示している。しかし、これらの例示は、開示要求を適用するすべての考え得る方法を扱っているわけではない。

第35H項及び第35I項の適用の例示

IG20B 次の例は、第35H項から第35I項で要求している損失評価引当金の変動及び損失評価引当金の変動の原因となった金融資産の総額での帳簿価額の著しい変動に関する情報を提供する1つの方法を示している。この例は、購入又は組成した信用減損金融資産に関する要求事項は示していない。

| 住宅ローン—損失評価引当金 | 12 か月の 予想信用 損失 | 全期間の予想 信用損失(集合 的に評価) | 全期間の予想 信用損失(個別 に評価) | 信用減損金融 資産(全期間の 予想信用損失) |
|------------------------------|----------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|
| CU '000 | | | | |
| 1月1日現在の損失評価引当金 | X | X | X | X |
| 1月1日現在で認識されている金融 商品による変動: | | | | |
| —全期間の予想信用損失への振替 | (X) | X | X | — |
| —信用減損金融資産への振替 | (X) | — | (X) | X |
| —12か月の予想信用損失への 振替 | X | (X) | (X) | — |
| —当期中に認識の中止が行われた 金融資産 | (X) | (X) | (X) | (X) |
| 組成又は購入した新規の金融資産 | X | — | — | — |
| 直接償却 | — | — | (X) | (X) |
| モデル/リスク変数の変更 | X | X | X | X |
| 外国為替及びその他の変動 | X | X | X | X |
| 12月31日現在の損失評価引当金 | X | X | X | X |

損失評価引当金の変動の原因となった住宅ローンの総額での帳簿価額の著しい変動は、次のものであった。

- ABCプライム住宅ローンのポートフォリオは、住宅ローン勘定をx%増加させ、これに対応して12か月の予想信用損失で測定された損失評価引当金の増加があった。
- 地域市場の崩壊を受けてのCUXXのDEFポートフォリオの直接償却により、客観的な証拠のある金融資産に係る評価損失引当金がCUX減少した。
- 地域Xにおける失業率の上昇により、損失評価引当金が全期間の予想信用損失と同額の金融資産の正味の増加が生じ、全期間の予想信用損失による損失評価引当金の純増CUXが生じた。

住宅ローンの総額での帳簿価額の著しい変動を、下記にさらに詳細に説明している。

| 住宅ローン総額での帳簿価額 | 12か月の 予想信用 損失 | 全期間の予想 信用損失(集 合的に評価) | 全期間の予想 信用損失(個 別に評価) | 信用減損金融 資産(全期間 の予想信用 損失) |
|---------------------------|---------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------------|
| CU '000 | | | | |
| 1月1日現在の総額での帳簿価額 | X | X | X | X |
| 全期間の予想信用損失に振り替えられた個別の金融資産 | (X) | — | X | — |
| 信用減損金融資産に振り替えられた個別の金融資産 | (X) | — | (X) | X |
| 信用減損金融資産から振り替えられた個別の金融資産 | X | — | X | (X) |
| 集合的に評価された金融資産 | (X) | X | — | — |
| 組成又は購入した新規の金融資産 | X | — | — | — |
| 直接償却 | — | — | (X) | (X) |
| 認識の中止が行われた金融資産 | (X) | (X) | (X) | (X) |
| 認識の中止を生じない条件変更による変動 | (X) | — | (X) | (X) |
| その他の変動 | X | X | X | X |
| 12月31日現在の総額での帳簿価額 | X | X | X | X |

別紙 2

米国会計基準における定め

1. 米国会計基準の Topic326 「金融商品—信用損失」では、IFRS 第 7 号の損失評価引当金に係る金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表に関する情報に相当する開示要求として、次の定めが置かれている。

(ASC 第 326-20-50-13 項) ※事務局による仮訳

財務諸表利用者が各期の信用損失引当金の活動を理解できるように、企業は、ポートフォリオ・セグメント⁴及び主要な証券の種類別に、以下のすべてを含む本サブトピックの適用範囲内の金融資産の信用損失引当金の活動に関する定量的開示を個別に提供しなければならない

- a. 信用損失引当金の期首残高
- b. 予想信用損失に対する当期引当金繰入額
- c. 信用が悪化している購入した金融資産 (Purchased financial assets with Credit Deterioration、以下「PCD 資産」という。) として会計処理された金融資産 (325-40-30-1A 項の基準を満たす受益権を含む) に対して認識された当初の信用損失引当金 (該当する場合)
- d. 引当金からの直接償却額
- e. 過去に直接償却した金額の回収がある場合、その金額
- f. 信用損失引当金の期末残高

⁴ ポートフォリオ・セグメントは、Topic310 「債権」では「企業が信用損失引当金を決定するための体系的な方法を開発し、文書化するレベル」と定義され、財務諸表利用者が企業の金融債権及び信用損失引当金を理解するのに役立つ程度に、どの程度詳細な情報を提供するか、あるいはリスク特性が異なる資産に対して、情報をどのように分類するかの視点から決定されるとしている。また、例として、ローンの種類、借手の業種、リスク率が示されている。